

第27回生存権裁判 傍聴と報告・交流会

ギリギリの生活の中では、わずかな保護費引き下げも影響が大きい

9月18日（金）、第27回生存権裁判の傍聴と報告・交流会が行われました。今回の裁判では弁護士から、原告らが生活に困窮している実態を表した準備書面を提出しました。そして、担当弁護士は、「生活保護利用者は以前からギリギリの生活を強いられており、わずかな生活保護費の引き下げであっても、その生活に与える影響は非常に大きい」と訴えました。この書面によると、月額で最大2万円近く減少する人もいる為、「1つのパンを数日に分けて食べる」「冷房を入れられず、熱中症になって倒れた」等、生活に大きな影響が出ています。

その後行われた集会では、今年から和歌山に来たという朝日新聞の記者からの発言がありました。この方は「自殺と貧困」について取材をされていて、今まで50件以上の生活保護申請に立ち会ったとの事でした。「生活保護利用者へのバッシングがひどく、怒る元気も声を出す力もないので、こうした活動は生活保護利用者への力になる」とお話されました。



※6月頃から全国で結審・判決が出始めています。判決が出ていない他府県でも年内の結審が予想される為、和歌山地裁での審議も残りわずかとなります。最後のご支援よろしくお願ひします。

次 回 : 第28回裁判傍聴は、12月22日（金） 11:00～です。
裁判終了後は「和歌山弁護士会館」で報告集会を行います。

◎第8期介護保険事業計画の策定が市町村で行われます

第8期介護保険事業計画（21年度～23年度の3カ年計画）の策定が今年度中に各市町村で行われます。計画では、介護サービスの供給量の推計が行われ、特養などの整備計画が決められます。また、介護保険料の改定も行われます。

各地域で、介護保険事業計画策定と介護保険料改定に向けた要求を提出し、交渉や懇談を行いましょう。

市町村の「計画策定委員会」において、「計画素案」提示、年末から来年1月ころにかけてパブリックコメントなどを経て計画化され、年度末の予算議会での介護保険条例改正（介護保険料決定）となります。まずはスケジュールを把握し、早急に取り組みを開始しましょう。

◎要介護1～5も「総合事業」の対象に～省令改正で強行

厚労省は、市町村の総合事業の対象にこれまでの要支援1、2に加えて、要介護1～5も含めることを「省令改正」で強行しようとしています。これまでも要介護1、2を介護保険サービスからはずすことをねらってきましたが、その足がかりにしようというものです。厚労省は「建前」は本人の希望と、自治体の判断に委ねられるとしていますが、様々な誘導策を用いて推進することが予測されます。この点についても、各市町村の考え方を問いただしましょう。